

### 第3章

## 協働によるまちづくり

# 1. 協働によるまちづくり

## (1) 協働によるまちづくり

近年、まちづくりの主体は、地方分権という改革の流れの中で「国・府から地方行政へ」更には「行政と住民等との協働へ」と形を変えつつあります。

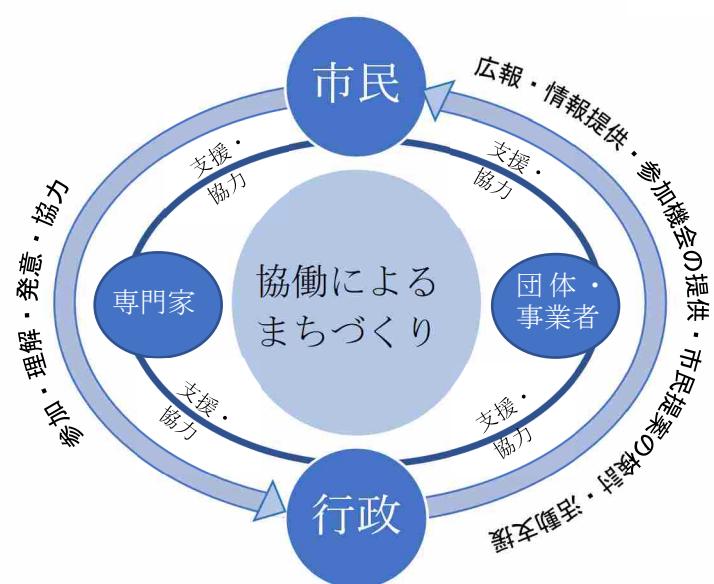
このような流れの背景には、環境問題や社会問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす地域のあり方についても、これまで以上に高い関心を持ち、「まちづくり」に対して住民自らが主体的に参画しようとする気運の高まりがあるものと考えられます。

(※住民等：住民、団体、事業者など)

## (2) 協働によるまちづくりの必要性

まちづくりのうち、特に都市計画や立地適正化計画などが円滑かつ適正に運用されるためには、それらの計画を住民自らがルールとして受入れ、これを積極的に遵守していく姿勢が根底にある必要があります。

その意味において、住民自らが身近なまちづくりに積極的に参画しようとする動きが広がっている中、これまで以上に「まちづくり」への住民参加を、より実効性のあるものとし、知識や理解を深める機会として拡大していく必要があります。



### (3) 協働によるまちづくりへの支援

市民、団体や事業者と行政の役割を踏まえたうえで、協働によるまちづくりを実現するために市が行う主な支援の方法について示します。

まちづくりの段階	支援の方法
①知る：まちづくりに対する啓発	<p>■市民、団体や事業者への担当職員の派遣</p> <p>市民、団体や事業者がまちづくりについての知見を深めるため勉強会等の開催を希望する場合、行政は、「出前講座」などの制度を通じ、まちづくりへの理解向上への支援を行います。</p>
②話す・共有する：ワークショップ等による課題の共有・解決	<p>■まちづくりに関するワークショップ等の開催</p> <p>市では、まちづくり全般に関して直接市民と対話する「市民みらいミーティング」などを開催しています。このようなワークショップ等を通して、まちづくりにおける課題を共有するとともに、解決策について話し合い、自らのまちのあり方について共に考える場の提供を行います。</p>
③身近な場で活動する：快適なまちの維持に対する支援	<p>■住民自らが行う道路・公園・緑地の維持管理への支援</p> <p>道路、公園や緑地など身近な公共施設について、地域住民が自主的に維持管理を進めるアダプト制度を支援するとともに、それらの制度の普及をめざした周知活動を積極的に行います。</p>
④さらに広い範囲でのまちづくり：地区の特性や課題を踏まえた総合的なまちづくりに対する支援	<p>■まちづくり協議会設立に向けての支援</p> <p>まちづくり協議会の設立や都市計画を扱う「地域版まちづくり計画書」を作成する場合において、設立者から要請がある場合には、都市計画制度に関する基本的な説明、情報提供、都市計画決定に伴う手続きについて協力をしています。</p> <p>■ホームページの活用</p> <p>インターネット利用者が急激に増加しており、住民が都市計画にアクセスする有効な方法になっていることから、住民にわかりやすい都市計画制度についての解説、既存の都市計画に関する情報提供、公聴会や説明会の開催日時の通知など、ホームページを活用した情報提供を推進します。</p>

## 市民による主体的な地域課題解決に向けた仕組みづくりについて

京田辺市  
KYOTANABE CITY ・便利で安心やん・京田辺人

### ～「まちづくり協議会」構想～



#### まちづくり協議会とは

地域の生活や暮らしを守るために、概ね小学校区の範囲で、区・自治会、市民活動団体、事業者、大学、PTAなど多様なまちづくりの主体によって構成される地域課題解決のための広域的なコミュニティ組織です。

#### 1 市の取組み状況について

- ◎第4次京田辺市総合計画の「市民協働による安全・安心な地域のまちづくり」の具現化のため「市民による主体的な地域課題解決に向けた仕組みづくり」に取り組むこととしています。
- ◎地域課題解決のための広域的なコミュニティ組織である「まちづくり協議会」の設立に向けて、機運醸成を図りながら、区・自治会の広域的な連携に対する支援を行っています。
- ◎協議会の設立にあたっては、地域の課題解決に資する組織となるように、各地域の意向を尊重しながら進めることとしています。



## 2 まちづくり協議会設置の目的

### 協働の仕組みづくり

～地域力を高め育てるシステム～

住民が地域の魅力や課題、将来の姿を共有しながら、様々なまちづくりの主体が長所を活かし、連携・役割分担しやすくするための環境を整えます。

… 地域の誇りを高めるとともに、活動の相乗効果を高める

## 3 まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会  
の活動領域



### ＜まちづくり協議会＞

- ・分野別の専門的な活動
- ・広域的な事業
- ・区、自治会活動のサポート



- ・防災防犯部会
- ・子育て部会
- ・福祉部会 など
- 協議会の成熟に伴い  
都市計画の提案等が  
含まれることも想定  
されます。

## 4 まちづくり協議会設立までのステップ（イメージ）

将来に向けて、大きく3つのステップに分けて、地域住民の機運を高めながら段階的に「まちづくり協議会」の設立を目指します。

### ステップ1：地域ごとに区・自治会長会を設立

⇒今ある資源（地域組織、店舗、人材等）の洗い出しと整理、呼びかけ

### ステップ2：地域住民・多様なまちづくりの主体が集い、地域の魅力、課題、 将来の姿を共有しながら「地域版まちづくり計画書」を策定

### ステップ3：規約等制定し、まちづくり協議会設立⇒市の認定取得、運営・事業実施

※ステップ1の段階から市、外部専門家も入り、地域と思いを共有しながら  
設立を目指します。

## 地域連携でより豊かなまちづくり



## 市民・住民意識の共有

